

○大府市農業用施設維持管理補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が農業用施設（道路及び用排水路をいう。以下同じ。）の草刈り、しゅんせつ等の作業をする場合において、当該作業従事者に対して補助金を交付することにより、施設の機能回復を図るとともに、農業経営の合理化と安定に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業用の用排水路において、草刈り又はしゅんせつをした者
- (2) 農道において、草刈り又は地ならしをした者
- (3) 農業用ため池において、草刈りをした者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象となる作業（以下単に「作業」という。）が午前（午前8時から正午までをいう。）のみ又は午後（午後1時から午後5時までをいう。）のみで終了した場合 作業を行った者1人につき2,400円として算出した額
- (2) 作業が終日（午前8時から午後5時までをいう。）に渡って行われた場合 作業を行った者1人につき4,800円として算出した額
- (3) 前2号により算出しがたい場合 作業を行った者1人につき当該作業に要した時間1時間当たり600円として算出した額

2 補助金は、予算の定める額の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、作業を行う日までに補助金交付申請書に作業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定をしなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書により、その決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第7条 申請者は、作業が完了したときは遅滞なく補助金請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 作業従事者名簿
- (3) 作業の写真

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるとき

は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 補助の目的又は決定の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。